

「万骨枯る」空間の形成

——陸軍墓地の制度と実態を中心に——

原 田 敬 一

〔抄 録〕

近代社会を支えた三つの柱は、市場・学校・軍隊である。とりわけ軍隊の意義は大きい。軍隊と社会のかかわりを究明するための方法として、日本最初の企業墓地と言える陸軍墓地を分析対象とする。数十カ所のうち六鎮台（仙台、東京、名古屋、大阪、広島、熊本）の旧陸軍墓地の歴史的経過と実態を明らかにすること

が、本稿の第一の目的である。次に、これらの墓地の墓石・墓標の史料的价值を再検討する。最後に、陸軍墓地研究の課題を示す。

キーワード 陸軍、墓地、企業墓地、将校と兵士、戦時と平時

はじめに

近代国家は、軍隊と学校が大きな支柱だった。全ての児童が入ることを義務づけられていたのは学校であり、全ての男児が義務づけられていたのが軍隊である。この二つをくぐらなければ、社会人としての

存立すら危ういとする観念が、近代初頭に成立する。もちろん、よく知られているように日本の徴兵制は、甲種合格になった二〇歳の男子全員が入営するのではなく、受検人員全員の二〇％前後が現役兵として入営するにすぎなかった。^{〔1〕}加藤陽子氏によれば、根こそぎ動員のイメージが作られるのは、一九四〇年代のことであり（現役兵と補充兵

を併せて、壮丁総数の七〇〜八〇%、それが戦後社会の軍隊イメージになっていく。

徴兵制の実態はそうであるのに、社会には通過儀礼としての徴兵検査、さらに徴兵の観念が成立していた。まさに軍隊抜きには日本近代は語れない。

本稿では、そのような軍隊と社会の関係を考える入り口の一つとして、従来まったく研究史のない陸軍墓地をとりあげた。陸軍墓地は、徴兵制とほぼ同時に設定され、一九四五年までは陸軍が管理していた。法令等については、別稿²⁾を用意しているので、ここでは必要な限り触れるにとどめる。

本稿では、実態をなるべく多くまとめたい。陸軍墓地が全体で何か所あるのか、まだ把握できていないが、現在筆者の調査したのは三三カ所で、今回は最初の鎮台時代六カ所に限定して報告する。それらの陸軍墓地を、創設時から敗戦に至るまでの実態について出来る限り復元することと、現状も紹介したい。海軍墓地も同様に設定されたが、実態調査があまり進んでいないので、次稿に回したい。

一 陸軍墓地の設定について

軍隊に在職中死亡すると、陸軍墓地に埋葬する規定が生まれたのは、一八七三年五月である。二年前の一八七一年四月二日(旧暦二月十三日)、政府は鹿児島、山口、高知三藩に親兵の編成を命じ、同年六月一〇日(同四月二三日)地方に軍隊をおくための鎮台を、東山道(本営・石巻)、西海道(同・小倉)に初めて設けた。同年七月一二日(同

五月二五日)には、兵部省に教導団という軍事学校も創設される。これらの在職者の死亡―埋葬がどのように行われたのか、不明である。ただ、一八七三年五月の「陸軍省第百八十八」布告に伴い、埋葬地料の下賜が廃止になっているのを見ると、まとめてどこかに葬るのではなく、近くの寺院に埋葬を依頼していただろうと思われる。

一八七三年五月の規定が生まれる直接の契機は、同年一月一〇日の徴兵令公布施行を受けて、二月下旬頃に徴兵検査が実施され、約九四〇〇人が各鎮台で訓練を受け始めたことだろう。姫路の陸軍墓地を調査したところ、墓石に「生兵」と肩書をつけたものが多数発見された。これは、訓練途中の新兵のことを指し、慣れない兵営生活と厳しい訓練で死亡する兵が多かったことを示している。

一八七三年五月二七日の「陸軍省第百八十八」布告は、近衛局・諸鎮台・兵学寮に宛てて、

陸軍埋葬地之儀今般音羽護国寺近傍ニ相定候条、埋葬之節ハ同寺仁王門ヨリ通行可致候。此旨相達候事。

と通知した。宛て名が、近衛局・諸鎮台・兵学寮と並んでいるから、在東京部隊・学校全体の陸軍埋葬地だっただろう。

この東京の陸軍埋葬地は、同年七月三〇日の「陸軍省第二百九十七」布告で、「壱万拾四坪」と示された(図一)。

同時期の各鎮台の様子が不明だが、二年後の一八七五年七月三十一日の「陸軍省達第三十一号」は、東京・仙台・名古屋・大阪・広島・熊本各鎮台に二三〇〇から二八〇〇坪の陸軍埋葬地を設定するように指示している。この六カ所のうち、同じ場所に同じ広さで存続している

と思われるものは、仙台・大阪の二カ所しかない。仙台の常盤台霊園は、二五〇〇坪から拡大して三五〇〇坪になっているが、陸軍墓地としての規模と体裁を維持していることから見て、戦前段階では各地の陸軍墓地は、一八七五年の規模のまま推移したと考えられる。

陸軍墓地への埋葬法については、一八七三年二月二十五日、「陸軍省第六百四」布告が「下士官兵卒埋葬法則」を定めたのが、最初である。これが度々改定されて、陸軍の埋葬法となった。以後、在営中に死亡した将校・下士官・兵卒は、この埋葬法則に基づき、陸軍墓地に葬ることが原則となった。つまり、日本近代最初の企業墓地がここに始まったのである。

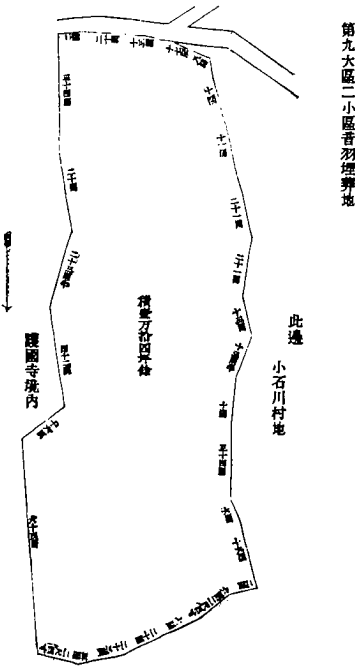


図1. 音羽埋葬地の図
出典：『法令全書』第6巻

二 東日本の事例について

(1) 東京鎮台―護国寺境内

一で述べたように、東京の陸軍埋葬地は最も早く設定された。護国寺の境内を削って一万坪余りの墓地が設定された。第一師団だけでなく、近衛師団や在京各部隊、学校なども在営中の下士官・兵卒は皆ここに葬られたと思われる。その総数は、二四〇〇余人と言われ、墓標、墓石もそれにふさわしい数があったはずだが、現在は後に述べるように四〇基の墓石しかない。敗戦後各地の陸軍墓地は大幅に縮小され、墓標、墓石等も整理されたが、ここ東京も例外ではなかった。その経過は、現在の墓地の入り口に建てられた次の碑文により少し分かる。

音羽陸軍埋葬地英霊之塔の由来

この地は戦前、明治以降の近衛その他の在京部隊に在籍し、幾多の戦役等で身を挺して勇戦敢闘され、国に殉じた二千四百余柱の英霊を埋葬した墓地でしたが、戦後は護国寺が管理しています。本英霊之塔は昭和三十二年十一月、護国寺第五十一世岡本教海大僧正の建立によるもので中央に英霊と仏像を安置した英霊之塔、その周囲に有縁墓地四十を配して、現在の姿に改装され、殉国の英霊の眠る聖地となりました。毎年十一月には、その遺徳を偲び顕彰する慰霊祭が行われ、敬虔な感謝の誠が捧げられております。

平成七年十一月十一日 社団法人 日本郷友連盟東京都支部



写真1. 護国寺内の東京陸軍墓地

在郷軍人会の継承団体である日本郷友連盟の作成したものとすれば、戦没者の墓地と取れる文面はいただけないが、一九五七年一月に墓地の改修が行われたことが判明する。おそらくその時に墓域の縮小も行われたのだろう。

東の墓石群は、東第一列一二基、東第二列八基の墓石、西の墓石群は、西第一列一二基、西第二列八基の

墓石、合計四〇基の墓石が整然と並べられている。写真1は、東側の二列を写したもので、手前の東第二列は下士官と兵卒、後ろの東第一列は将校の墓石である。下士官は、高さ七七センチ、一八・五センチ四方。兵卒は、高さ六一センチ、一五・五センチ四方。この大きさは、陸軍の規格にはほぼ合致している。

一で述べた一八七三年二月の「下士官兵卒埋葬法則」を改定した、一八七四年一〇月一三日の「陸軍省布第三百六十九号」下士官兵卒埋葬一般法則には、

墓標ハ、下士ニ在テハ高サ二尺五寸方六寸、兵卒ニ在テハ高サ二尺方五寸、

とあって、下士官と兵卒は規定の木製の墓標

(場合によっては石製)とされたが、当初将校は規定がなく自然石で建てている。規格は、

下士官 高さ七五センチ、方一八センチ
兵卒 高さ六〇センチ、方一五センチ

となり、ほぼ現存のものに近似している。下士官と兵卒、さらに将校の墓石も戦前のものを移設したという碑文の記述を裏付けている。ただ、将校も一八九七年八月一七日陸軍省令第二二号「陸軍埋葬規則」により、規定が設けられている(表1)。この時各人の墓地の広さも新しく規定された。広さはどのクラスも守られているが、将校クラスがこの規格で墓標を作っている例は、筆者の調査では少ない。もっと大きいか、自然石が多い。

個人の墓標だけでなく、戦役の合葬墓も二基移されている(図2)。

Aは、「陸軍軍人合葬之墓」(正面)で、「満

洲事変死没将校以下」(右側面)「昭和七年十二月建 陸軍中将林仙之書」(左側面)とあって、一九三二年の満洲事変戦没者の集団墓である。Bは、やはり「陸軍軍人合葬之墓」(正面)とあり、「明治三十七八年戦役死没将校以下遺骨」(右側面)「明治三十九年八月建」(左側面)「□太亜港ニ存在セシ明治三十七八年戦役陣没者□外巻足ヲ昭和

表1. 階級別墓域の広さと墓標の大きさ

	将校同相当官	上長官	士官	准士官	下士官	兵卒
広さ	3坪7合5勺	2坪5合	2坪	1坪5合	1坪	
高さ	5尺	4尺5寸	4尺	3尺	2尺5寸	2尺
方	1尺	9寸	8寸	7寸	6寸	5寸

六年二月本碑下ニ合葬ス」(裏正面)の記述から、日露戦争の合葬墓であると確認できる。

これ以外に日清戦争に従軍した第一師団と近衛師団の合葬墓も建てられた可能性があるが、現存していない。

門を入ると、正面奥にコンクリートブロックで囲まれた「音羽陸軍埋葬地英霊之塔」が立っている。門を少し入り、左を向くと一メートルほどの石垣のうえに銅製の多宝塔がある。その由来を記した黒御影石の石碑には次のように書かれている。

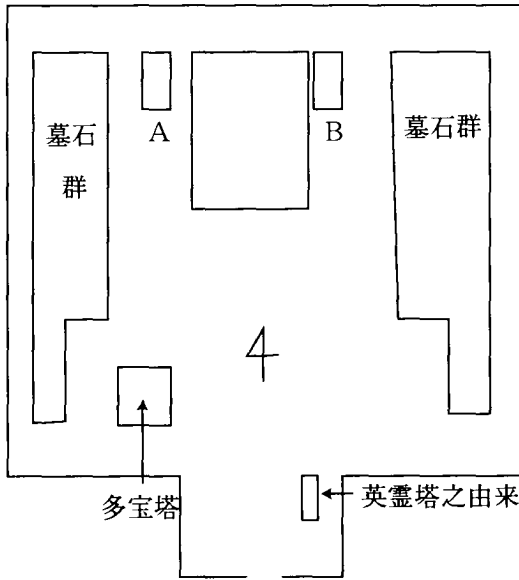


図2. 東京・陸軍墓地の配置図(現在)

護国寺多宝塔の由来

この多宝塔はもと当山の薬師堂の西側に、明治二十五年十二月二十一日建立されたものである。明治二十七年・八年の日清戦争で遼東半島の各戦場の野に戦病歿した、忠勇義烈の軍人の遺骨を蒐集本国に送還し、一時京都泉涌寺の舍利殿に仮安置された。明治三十五年秋季、多宝塔の正面に拝殿としての忠霊堂が完成、同年十一月二日当山に遺骨が移され、塔下に埋葬、慰霊大法要が厳修された、

その後、この塔は長い年月風雨に曝され、近年破損甚だしく、今般大修理を施し、音羽陸軍埋葬地遺族会の協賛を得て、この地に移築建立したものである。

平成八年十一月十一日

大本山護国寺

この碑文を理解するには、護国寺の境内を少し説明する必要がある。つまり、本来の陸軍埋葬地の東南、薬師堂の西側に、一八九二年一月多宝塔が建立された。場所からいって陸軍埋葬地の慰霊のためと思われる。その後、一九〇二年秋に多宝塔の南に忠霊堂が建てられ(現存、木造一層)、その年の一月に泉涌寺から移された遺骨が、多宝塔の下に埋められた。それを一九九六年一月の慰霊祭を機に、陸軍墓地のほうに移設したのである。

Cの石碑は、「忠魂塚記念碑」で、「大正十五年十月」「日清戦役皇軍大捷セリ」「通俗地理歴史協会副会頭 平沼淑郎撰并書」と刻印されている。淑郎は騏一郎の兄で早稲田大学教授だった。

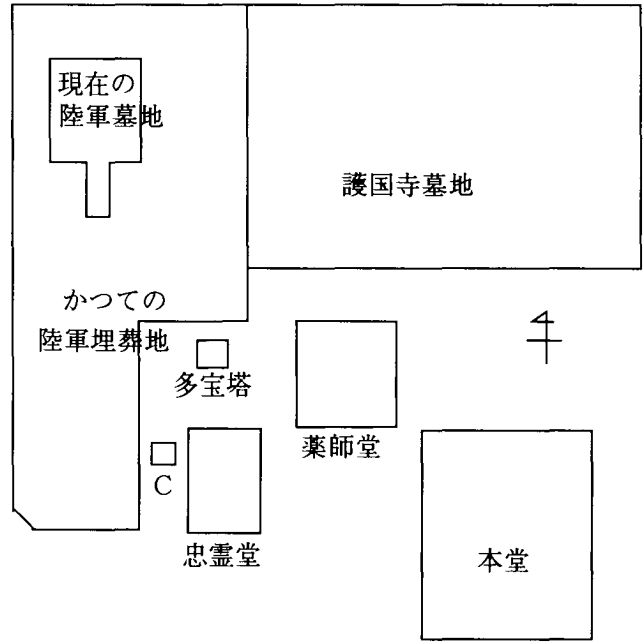


図3. 護国寺境内 (戦前)

図3から読み取れるように、戦前の護国寺地域は、陸軍埋葬地を中心とした軍人の慰霊の空間を形成していた。

(2) 仙台鎮台―常盤台霊園

戦後発行の自治体史(都道府県から市町村まで)は、軍事に関する叙述が極端に少なくなっている。その中で、『宮城県史』第七卷(一九六〇年十二月)は一九六〇年の刊行にも関わらず、「兵事」の項が

二八四頁もあり、網羅的である。仙台鎮台については、同書に基づいて記述する。

仙台の陸軍埋葬地は、一八七二年一月仙台鎮台が設置された時、のちの仙台市向山鹿落に鎮台管理の仙台陸軍墓地がおかれた(同書六七六頁)。

しかし、一八七五年に歩兵第四聯隊が創設されると、墓地の拡張が求められることになった。同年の陸軍省の規定(前述)で二五〇〇坪とされており、それに合わせる必要もあっただろう。

新しい陸軍墓地の条件として鎮台が示したのは、

- ① 鹿落の墓地より広大で数千坪あり
 - ② 歩兵第四聯隊に比較的近く
 - ③ 清浄で高燥かつ景観に富み
 - ④ 将来、仙台市の発展の妨げとならないこと
- の四点で、実地検分の結果、宮城郡原町小田原字井戸沢(現・仙台市井戸沢)の「丘阜地」をとし、土地所有者の仙台市宮町の関氏から約三〇〇〇坪の土地を買収することができた。

九年三月頃から整地に着手、数カ月にして整備(将校を上段向つて右側に、下士官は上段左側に、兵卒は下段に)を終り、鎮台(のちには第二師団司令部)が管理し

た、という(前掲『宮城県史』六七七頁)。鹿落の陸軍墓地は廃止になったが、新しい陸軍墓地に改葬したのは、一八九二年七月だった。

その後、松永正敏第二師団長(在任一九〇六年七月―一九一二年二月)が日露戦争の凱旋報告の際、参道を拡張し、三五〇〇坪とする。

これがそのまま現在の常盤台霊苑になった。現在、入り口には、在郷軍人会仙台市連合分会の寄贈した「陸軍墓地」と刻んだ一メートルほどの石が立っている。反対側には次の石碑があり、由来が分かる。

常盤台霊苑の由来

ここ常盤台霊苑はもとの陸軍墓地であり明治年間平時に病歿した第二師団将兵軍属の墓であった。後に日露戦争及び満洲事変における戦歿勇士合葬の墓をそれぞれこの地に建立したのは当時世界列強の包囲と抑圧に耐えて我が民族の独立と生存を守り抜いた国民的心意気の発露であった。昭和二十年八月大東亜戦争の敗戦と共に人心極度に昏迷し為にこの聖域は荒廃してこの戦争に瘞れた勇士の遺品は仮の堂中に納められたまま永くその所に安んずることができなかった。

サンフランシスコ平和条約成り我が国独立の恢復と共に県民の総意は再びここに大東亜戦争戦歿勇士合葬の墓を建立し聖域を補修し昭和二十八年十一月これを完成したのである。天主台の護国神社が戦歿英霊の神域であればここはその墓域である。

その名も常盤台霊苑と改め不滅の遺芳を偲びつつ毎年毎月の祭りを絶やすことはない。日本民族無窮の生命は古来敬神崇祖の伝統に輝く

ここに霊苑の由来を碑に刻んで永く後世に伝える所以である

昭和四十四年三月

文 島貫常行

碑文は、「平時に病歿した第二師団将兵軍属の墓」と記して、戦死者ではなく平時の死亡者、それも将校・兵士に軍属を含めて設定された墓地と正しい認識に立っている。合葬墓は、日露戦争と満洲事変があげられているだけだが、実態はそうではない。

霊苑は、小さな丘の上であり、五〇メートルほどのアスファルトの道が上がっていく。墓域は、三段階の高さに区分されていて、図4の中にAからDが記されている地区は、一番手前の墓域より六〇センチほど高くなっている。これらの墓域より西に外れて五〇センチほど下がった所にEの墓域がある。つまり三区分の墓域より低くなった所にも墓標群がある。これは、日清戦争に従軍した軍夫の個人墓標二九基と、やや大きい「陸軍軍属合葬之墓」である。「合葬之墓」には、軍夫四五人、職工一人の姓名、死亡年月日、死亡場所が刻まれ、「明治三十一年十二月三十日建」とある。ここには、日清戦争の戦没病没記録も、墓標の形で残っているのである。その他の墓石、石碑の説明を続けよう。

最も中央にあるAは、



写真2. 仙台陸軍墓地の兵士墓標
後ろ右は合葬墓A

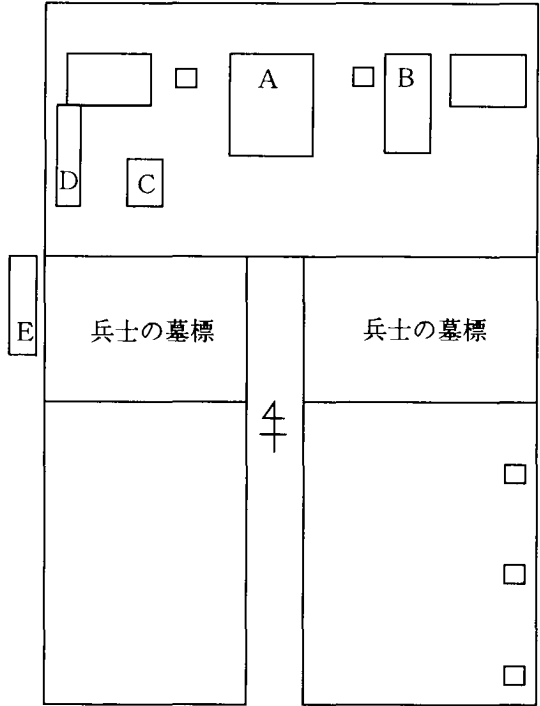


図4. 仙台・陸軍墓地の配置図 (現在)

「明治三十七八年役戦死病死者合葬之墓」(正面)「戦役間於戦地火葬戦死病死者、送其遺骨于郷里□其残□于此地以永吊英魂 明治四十年三月十日建之」(裏正面)とあって、日露戦争の合葬墓である。

Bは、「満洲事変戦歿勇士合葬之墓」(正面)で、形態から見て納骨堂と思われる。前掲『宮城県史』によれば、在仙部隊所属者及び独立守備隊宮城県出身者を合葬したもので、第二師団のうちでも、歩兵第二九聯隊は会津若松市、歩兵第一六聯隊と第三〇聯隊は新発田と高田の陸軍墓地に葬られた。仙台市の合葬墓は、一九三三年一〇月に竣工し、師団主催の慰霊祭が行われた。

Cは、「大東亜戦争戦歿勇士合葬之墓」(正面)で、戦後一九五三年一〇月に建てられ、宮城県知事宮城音五郎による同年月の碑文が裏面に刻まれている。

大東亜戦争戦歿勇士合葬之墓

維時昭和二十八年秋十月身を以て大東亜戦争に殉じたる諸勇士の英骨を常盤台に葬る、曩に諸士が勇躍難に赴くや国民齊しく其行を壮とし不幸任に斃るゝや泣いて其威烈を頌し節義を追慕し以て我国風教の淵源と仰ぎたり

然るに南風鏡はず一敗地に塗るゝや人心忽ち混迷し鎮靈の儀為に遷延する正に八年に及ぶ、今や我国は独立し前途洋々々大の気漸く騰る、即ち県民の浄財を聚めて新に墓域を修め懇ろに之を弔ふ嗚呼諸士が烈々たる献身殉国の大節は至誠真美の遺芳として永く汗青を照し後世を靖んぜん、英霊希はくは安らかに此の地に鎮まり世界平和と邦家の再建興隆に加護を垂れ給はんことを

昭和二十八年十月 日 宮城県知事 宮城音五郎

C以外に、戦後の建立になるものは、兵士の墓標群の手前右に三つの石碑群がある。北から、第二師団(ガ島ビルマ戦没将兵留魂碑と勇兵団留魂碑の二つ)、歩兵第百四聯隊忠霊碑、満洲独立守備歩兵第二大隊慰霊の碑である。

Dには、「二十七年役騎兵第二大隊清国死者合葬之墓」「明治三十一年四月二十七日建立」のやや大きな石碑を北側に置き、その南に

は下士官五人の墓標、一番南には「露国陸軍列兵シヨーマリブキン之墓」(明治三十八年六月四日病死)(ロシア文字八行も刻まれている)の墓標が立っている。このロシア人は、日露戦争で捕虜になり、仙台市の捕虜収容所にいたが、病死したので、陸軍墓地に葬ったものである。捕虜の軍人を陸軍墓地に葬るのは、名古屋の事例や大阪の例にもあるように一般的だったようである。

一段低い場所に立っているのは、兵士の墓標で、一列一五人が一列並んでおり、左右で合計約三二〇人の墓である。これらの兵士は、平時の病没者である。

平時の将校の病没者の墓は、AやBなどの合葬墓の後ろに一〇人、同じ段の西側に下士官二三人の墓標がある。下士官は、一八七八年から一八九〇年に死亡した者である。

前掲『宮城県史』によれば、葬られている個人は、表2のようになる。他の鎮台の例と比べて少ないが、理由は分からない。

墓域には、一九四〇年秋日中戦争で増加した戦死者の分骨を収めるための納骨堂が建てられ、戦後も納骨されていた。陸軍墓地の管理は、戦後国有財産として大蔵省に任せられ、その後県に無償貸し付けとい

表2. 個人墓標の数
(仙台陸軍墓地)

将校	10
下士官	75
兵卒	392
軍夫	22
合計	499

う過程を経て、県は無償譲渡を申請し、一九五三年一月許可される(大蔵省指令第九八〇号)。そこで建てられたのが、Cの石碑で、納骨堂の分骨をCの下に収めた。この時に名称も常盤台霊苑と改められた。

日清戦争の軍人軍属の遺骨を収集し、合葬した墓は、陸軍墓地とは別に、民間人と僧侶の手によって、仙台市原町の陽雲寺に建てられている。

(3) 名古屋鎮台―名古屋市東区出来町(現在は平和公園内に移転)本来は、名古屋市東区出来町五―三三にあったのだが、戦後の復興過程で市中の多くの寺院墓地とともに、市民霊園である平和公園(星ヶ丘)に移された^③。市民の間では、千種区月ヶ丘三三七にあった軍人像を林立させた墓地が有名で、一般に「陸軍墓地」と呼んでいたが、それは篤志家による個人墓地であって、陸軍の設けたものではない。月ヶ丘墓地は、一九九六年頃撤去され、駐車場となった。そこにあった数多くの軍人像と墓石は、愛知県知多郡南知多町大字山海字土間の中之院に移された、という掲示が跡地にあったが、筆者は未見である。

出来町

の陸軍墓地は、一
九五六年
一月一〇
日、墓碑
等七三三
基を平和
公園に移
し、一九



写真3. もと月ヶ丘墓地にあったと思われる兵士像(月ヶ丘共同墓地)



写真4. 名古屋陸軍墓地の墓石
左が将校、右が兵卒。

七〇年一月二日、管理も国から名古屋市に変更された。

移転後の形状しか調査できないのが残念だが、墓石は東区のものをもそのまま移転したと考えられる。東側にある下士官・兵卒の墓碑の列と、その西隣りにある将校の墓石が、平時に死亡した人を葬っている場所である。下士官・兵卒の墓碑は西向きで、将校の墓石は

東向きで、向かい合わせになっている。西端の合葬墓は東向き、合葬墓の北にある将校墓石は南向き、北東の日清戦争将兵の墓石・墓碑も南向きだった。

日清戦争の戦没者は、北西にまとめられている。歩兵だけであるので、名古屋の歩兵第六聯隊の下士官と兵卒だけを集めたものと思われる。兵士は一二六基、下士官は二一基ある。将校はその南に別に集められていて、七基ある。碑に刻まれている将校の陣没をまとめると表3のようになる。『靖国神社忠魂史』第一巻（一九三五年）で調べると、すべて第三師団歩兵第六聯隊（名古屋）の将校であり、病没より戦死が多く、第六聯隊が激戦に投入されたことを裏付けている。表中

の一八九五年三月に亡くなった石黒重熙について、『忠魂史』

は「重傷を負ひて即日死亡」（八〇二頁）と書いているが、墓石には表3のように刻まれている。『忠魂史』さえ訂正する記録がこれらの墓石だと考える。

合葬墓は、大きいのが二本（AからLまで）、小さいのが二本（a、b）で合計一四本まとめて建てられているが、本来こういう形だったかどうか、不明である。東に正面を向かせ、南から次の順で並んでいる。

- A 「陸軍軍人軍属合葬之墓」（正面）「明治二十九年十二月建」（右面）、戦病死者の氏名、官等、年月日、場所（左面と裏正面）
- B 「野戦砲兵第二聯隊・第三師団弾薬大隊／忠死者之墓／勅賜姓海慈松禅師永平悟由書」（正面）、左右面と裏正面は戦病死者の氏名、官等、年月日、場所。

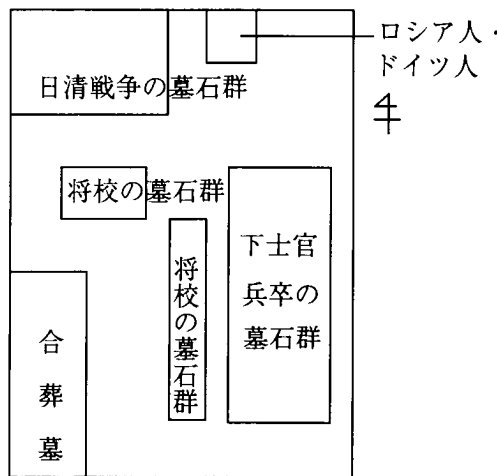


図5. 名古屋・陸軍墓地の配置図（現在）

表3. 日清戦争の陣没将校（名古屋）

年	月日	場 所	理 由	官 等	備 考
1894	10. 25	虎 山	戦死	歩兵大尉	10. 25虎山負傷，入院
	10. 26	義州野戦病院	死	歩兵中尉	
	11. 11	義州野戦病院	病死	歩兵中尉	
	11. 22	大孤山	病死	一等軍医	
1895	2. 8	海城野戦病院	死	歩兵中尉	2. 6小馬頭負傷，入院
	3. 11	海城野戦病院	死	歩兵大尉	3. 4三台子負傷，入院
	11. 10	抽巖舎營病院	死	歩兵中尉	前年12. 9紅瓦塞負傷，入院

C 「陸軍軍属合葬之墓」（正面）、左右面と裏正面は戦病死軍役夫の

死亡年月日、場所

D、EはCと同じ。

F 「工兵第三大隊既特設隊陣没

下士卒之墓」（正面）「明治廿

九年三月建之」（右面）、裏正

面に陣没した下士官・兵卒の

氏名、官等、年月日、場所

以上、AからFの六基と以下にあ

げるIは、日清戦争の戦没者の合

葬墓である。

G 「陸軍軍人合葬之墓」（正面）

「明治二十六年三月建之」（右

面）左面と裏正面は、人名、

官等、死亡年月日

H Gと全く同じ。

GとHは、名古屋陸軍埋葬地設

置以来の下士官・兵卒の個人墓標

を一八九三年三月の時点で整理

し、合葬したものだと思われる。

I 「明治廿七八年戦役輜重兵第

三大隊忠死者之墓」（自然石）

「正六位勲六等佐々木陽太郎

書」（左面）裏正面は、戦没した下士官と兵卒二〇人の氏名、官等、年月日、場所

J 「西伯利出征戦病死者追悼碑／陸軍中将正四位勲二等功三級菊地

慎之助書」（正面、自然石）「大正九年十月建之」（裏正面）

K 「戦死者之墓」（自然石）「騎兵第三聯隊」（台座）裏正面は人名

L 「明治三十七八年役戦死病死者追悼碑／元第三師団長陸軍大将正

三位勲一等功二級子爵大島義昌建」（正面、自然石）

a 「戦病死下士之碑」（正面）「明治三十七八年戦役」（右面）

b 「戦病死兵卒之碑」（正面）「明治三十七八年戦役」（右面）

L・a・bの三基は、日露戦争の陣没者の追悼碑で、a・bとの関

連で考えればKは将校・同相当官のものであろう。他の陸軍墓地では、

Kにあたるものも同じ大きさの石碑で作られているが、第三師団はそ

うしなかったようである。

下士官と兵卒は、「陸軍埋葬法則」により規格品の大きさだが、将

校は違う。自然石でさまざまな刻み方をしている。碑文を刻んでいる

ものが圧倒的に多く、それらの墓標を見ていると、将校は死して語り、

下士官と兵卒は黙して語らずの構図になる。

北辺の外国人墓石は、ロシア人一五基、ドイツ人一二基で、「独逸

戦死者墓」（一九一四〜一九二〇）の合葬墓があり、第一次世界大戦

の青島戦で捕虜になったドイツ人の墓だと思われる。

三 西日本の事例について

(4) 大阪鎮台—真田山

大阪陸軍埋葬地は、一八七一年八月大阪鎮台が設置された時に、設けられた。現在は、「大阪靖国霊場」とも「大阪靖国軍人墓地」とも言い、大阪靖国霊場維持会が維持・管理している。五三九坪の墓地に、西南戦争から第二次世界大戦までの四八〇〇余柱の墓標・墓石が並んでいるのは、壮絶でさえある。まさに「一将功成つて万骨枯る」の具体物である。墓域には大きな納骨堂もあり、四万三〇〇〇余柱の遺骨が収められている。墓地は、大阪市内の宰相山(真田山)という小さな丘の上にある。

四八〇〇余柱の内訳は、筆者の調査では次のようになる(表4)。合計がやや多いが、全体の比率を示すために掲げる。圧倒的に兵士が多いのは軍隊の構成として当然だが、戦死率と考えると将校クラスは少ない。これ以外に清国人一人、ドイツ人二人が確認できた。この三人は、一九一五年と一九一七年の死亡である。

墓域は、将校・同相当官／下士官／兵卒／軍役夫の四区分になっている。

将校・同相当官は、墓地の広さは規定の四坪弱になっているが、墓石はさまざまである。自然石のままもあり、はるかに大きいものが多い。最大のものと思われる今井兼利少将の墓石は、高さ二メートル五〇センチ、方九四センチ。一八八八年六月に建てられた藤井重三大佐の墓石は、高さ四メートル、方六〇センチで、この墓地では最も高い。

表4. 大阪陸軍埋葬地の墓石・墓標数

階級	人数	比率
将校・同相当官	125	2.5
下士官	553	11.0
兵卒	3177	63.6
軍役夫	902	18.1
無縁	約240	4.8
合計	4997	100

下士官と兵卒は規定どおりである。入営間もない「生兵」の墓標もあり、西南戦争で陣没した新選旅団の警部補心得の墓も一基ある。新選旅団の墓は、もっとあるはずだが、調査未了である。

軍役夫の墓標は、兵卒と同じだが、場所が違う。図6の左手前の墓域は、すぐ南側の兵卒、西側の下士官墓域より約一メートル五〇センチ低くなった窪地状のところにある。

軍役夫墓域は、ほとんど日清戦争の陣没者で、軍役夫のほか、看病人、磨工、職工、馬丁、姫路丸賄長など軍属扱いの者が集められている。この墓域の墓標には、軍役夫などの肩書と氏名、陣没の年月日が書かれているのみで、兵卒などの場合出身も刻まれているのと対照的



写真5. 大阪陸軍墓地
手前が軍役夫、向こうに見えるのが兵卒。

である。

日清戦争の合葬墓はないが、日露戦争と満州事変の合葬墓がある。図中の合葬墓がそれにあたる。最も西がE、AからD（西から順に）までは、婦人古友会が寄進した二基の弔魂灯に挟まれた、コンクリー

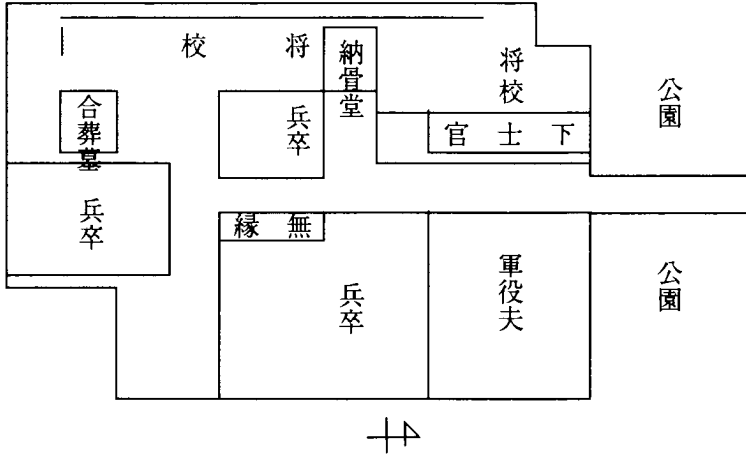


図6. 大阪靖国軍人墓地（現状）

ト製の同じ台の上
に建てられている。
る。

- A 「明治三十七
八年戦役将校
同相当官戦病
死者合葬碑」
「明治三十九
年十一月」高
さ一八三セン
チ（六尺）方
四七センチ
（一尺五寸）
- B 「明治三十七
八年戦役准士
官戦病死者合
葬碑」 「明治
三十九年十一
月」高さ一五

五・五センチ（五尺）方三八・五センチ（一尺三寸）

C 「明治三十七八年戦役下士戦病死者合葬碑」 「明治三十九年十一月」高さ一二センチ（四尺）方三六センチ（一尺一寸）

D 「明治三十七八年戦役兵卒戦病死者合葬碑」 「明治三十九年十一月」高さ一〇五センチ（三尺）方三三・五センチ（一尺）

（一）内は尺貫法で相当する値を記した。それぞれ差をつけていることが判明する。

E 「満州事変戦病歿将兵合葬碑」 「第四師団長従三位勲二等功四級伯爵 寺内寿一書」 「昭和九年九月」

（5） 広島鎮台―比治山

広島陸軍埋葬地は、市内東南部にある標高七〇メートルの比治山上にある。今は縮小されているが、隣のABC（原爆障害調査研究所）も埋葬地の敷地を利用して建てられているので、これも二五〇〇から二八〇〇坪という規定で設置されたものである。広島県の歴史散歩研究会編『広島県の歴史散歩』（山川出版社、一九七六年一〇月）には、

旧陸軍墓地は一八七二（明治五）年に創設され、西南の役から太平洋戦争にいたる戦没者一万余柱をほうむった、全国最大最古

表5. 比治山陸軍墓地の墓石数（戦役別）

日清戦争	2,125
北清事変	635
日露戦争	110
青島戦 シベリア出兵	65
合計	3,395

（出典）注④の146頁から作成

表 6. 比治山陸軍墓地の墓石数 (県別)

北海道	7	千葉県	33	新潟県	79	和歌山県	29	高知県	62
青森県	79	埼玉県	42	富山県	26	岡山県	233	福岡県	50
秋田県	72	神奈川県	43	石川県	30	広島県	624	大分県	28
山形県	83	東京都	191	長野県	48	山口県	288	宮崎県	8
岩手県	76	山梨県	21	滋賀県	25	鳥取県	9	長崎県	8
宮城県	110	静岡県	39	京都府	29	島根県	231	佐賀県	29
福島県	58	愛知県	73	奈良県	10	徳島県	86	熊本県	38
栃木県	19	福井県	20	大阪府	33	香川県	68	鹿児島県	25
群馬県	23	三重県	38	兵庫県	42	愛媛県	113	沖縄県	0
茨城県	38	岐阜県	50						
所属不明	167								

「万骨枯る」空間の形成 (原田敏一)

の軍用墓地であった。現在、比治山陸軍墓地保存協賛会によって保存され、供養がつけられている。数段につまあげて整理された墓石群の東側には、日清戦争いらいの広島にかわりあつた軍人・軍属の慰霊碑が九基あり、それぞれの歴史をものがたっている。この丘の突端にたてば、レンガ造りの旧陸軍兵器支廠、旧陸軍被服支廠の建物を眼下にみおろすことができる。

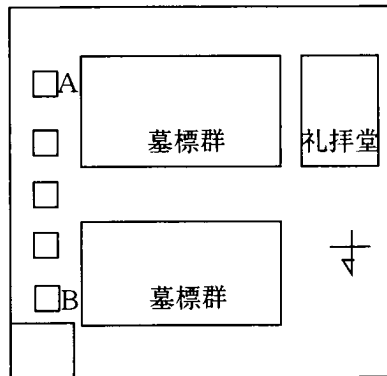
とあつて、「全国最大最古の軍用墓地」を称している。協賛会が掲示して

いる「比治山陸軍墓地墓石数」によれば、現在の墓石数は三五三三柱、それ以外に損壊して不明のもの約一〇〇〇柱という。

経過については、空辰男氏の研究が詳しいが、そのうち戦役別の統計を表5にしてみた。また同墓地の掲示板による

県別一覧表表6も掲げる。

Aは陸軍軍人合葬之墓、Bは陸軍軍属合葬之墓、いずれも「明治二十九年三月二十七日建」、日清戦争の戦死者・病死者の氏名、年月日、戦病死の別などが刻まれている。



戦後の慰霊碑

図 7. 比治山陸軍墓地 (現状)

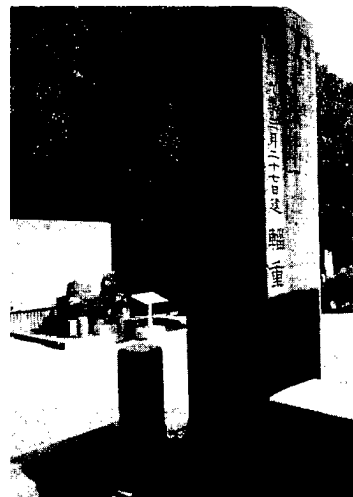


写真 6. 比治山陸軍墓地の合葬墓

これら三五三三柱の墓標は、通路に向かって南北八区画に、各一段の段状に並べられている。本来は、整然と山上の埋葬地に並べられていたのだが、一九四五年にここに高射砲陣地を造る際整理され、さらに戦後再整理されて、現状になったという。

一つ一つの個人墓標は、下士官高さ二尺五寸方六寸、兵卒高さ二尺方五寸、という「陸軍埋葬地法則」にそった大きさになっており、戦前の墓標が保存されたものと分かる。

(6) 熊本鎮台—小峰墓地(現・市民霊園)

熊本市には、花岡山と小峰の二つとも陸軍埋葬地と言われる。

花岡山陸軍埋葬地は、一八七四年三月に設けられ、幕末維新から西南戦争の戦没者を葬っている。

戦死者の墳墓—所謂官修墳墓或は陸軍墓地は、市内外—及び九州諸県に亘つて—各所に多数散在して居るが、熊本付近に於いて、最も著大なものは、花岡山及び小峰の陸軍墓地—共に現、熊本市内—で、年々の招魂祭には、この花岡山上で、別に官祭が執行せられる事となつて居る。この花岡山の「招魂社」—もと「招魂場」—は、明治七年三月以来、幕末維新の志士の英霊を慰めて居ると同時に、爾来、久しく熊本の花の名所となつて居る。

階段の南に立っているAは、「花岡山陸軍埋葬地」の碑。熊本市の建てた説明文によると、

官軍墓地(花岡山陸軍埋葬地)

この墓地は明治九年(一八七六) 神風連の変に倒れた熊本鎮台司令長官種田政明少将
・参謀高坂茂徳中佐
大島邦彦中佐以下将
兵百十六名を葬るた
めに設けられた。西
南戦争の際は薩軍の
砲台となり一時荒廢
し第二次大戦後も荒
れていたのを、地元
の努力で整備し、昭
和五十五年熊本市指
定史跡となった。

となっている。花岡山陸軍埋葬地は、神風連の乱に先立つ一年前の一八七五年七月の「陸軍省達第三十一号」(一参照)で指示された熊本鎮台の陸軍埋葬地「面積二千八百坪」によって設けられた

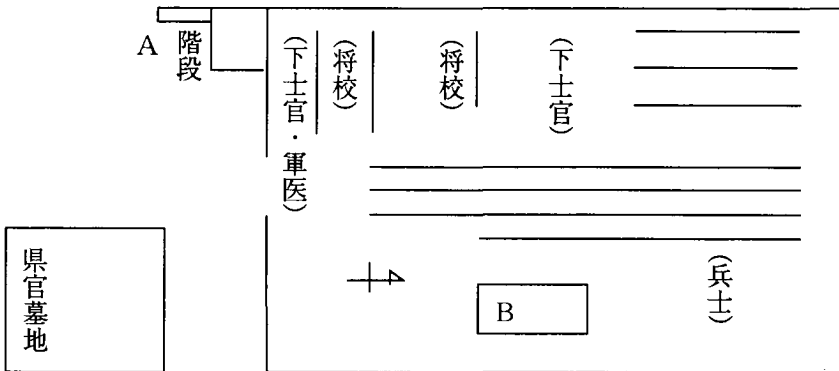


図8. 花岡山陸軍埋葬地(現状)

ものとすると、広さが規定どおりではなく、もっと狭い。約五〇〇坪くらいか。この陸軍埋葬地の南五〇メートルほどのところに、明治初期花岡山招魂社が設けられており、戊辰戦争で亡くなった人々を祭っていた。その縁で、官軍墓地として設置されたのだろう。

この埋葬地の南側には、「県官墓地」がある。一八七六年一〇月神風連の乱で倒れた原令安岡良亮の墓があり、すぐ近くに乃木恒子の墓がある。陸軍埋葬地の故だと思われる。恒子は、一八八六年四月乃木希典の長女として生まれたが、七月に亡くなり、県官墓地に葬られた。乃木希典は、その前年一八八五年六月新設された歩兵第一旅団(熊本)の初代旅団長として赴任したばかりだった。

Bは、「軍人軍属合葬之碑」(正面)。碑に刻まれているのは(右面)、
明治十年之役賊拠是山夷墳布宮聚碣為壘、戡定之後務復其故、然
地荒石亡位置難辨者若干、因建此以表之

明治十八年八月

で、裏正面には、一八七二年から一八七六年に亡くなった兵卒九一名の姓名・死亡年月日が刻まれている。左面にも約四五名が同じように刻まれている。現役入営し、訓練中であつたことを示す「生兵」と書かれた一八人(一八七二年から一八七六年までの死没)がいるから、ここにあつた平時死亡者の墓を集約した合葬墓と考えられる。「陸軍埋葬地法則」は、一八七三年のものも、一八八六年のものも、「十年ヲ経タルトキハ之ヲ合葬スルコトヲ得」とあつて、墓標が増え続ける

と合葬が

認められ

ていたの

で、ここ

は本来も

う少し広

く、後に

(戦後

か)縮小

され、現

状になつ

たと考え

られる。

花岡山が

軍事関係

者の墓地

であると

の認識

は、花岡

山陸軍埋

葬地のの上

の方一帯が、大きな仏舎利塔を中心として、フィリピン戦没者慰霊碑などの建立された慰霊の空間として形作られていることから、推定

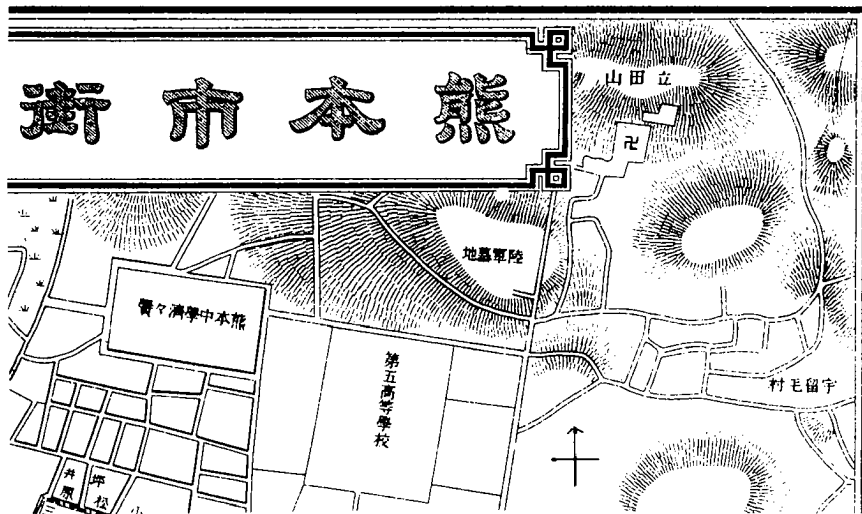


図9 小峰陸軍埋葬地(1907年)

出典：『全国都市地図集成』柏書房、1995年。

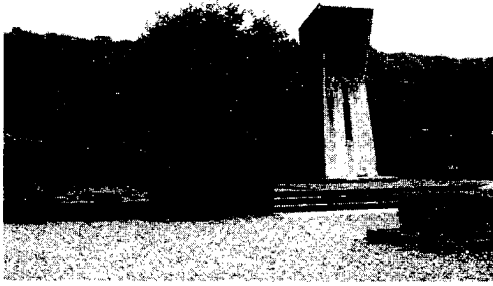


写真7. 小峰陸軍墓地跡に建てられた忠霊塔

た和林田市長の説明がある
改め茲に忠霊塔を建立し」
の實施に伴ひ近代的墓苑に
碑文には、「今般都市計画
忠霊塔の裏に埋め込まれた
霊塔」が建てられている。

地」という戦前のものと思
われる石碑が建っている。
ただし、墓石・墓標は、戦
後取りまとめられ、地中に
埋められ、それをコンク
リートで固めたりえに「忠
霊塔」が建てられている。

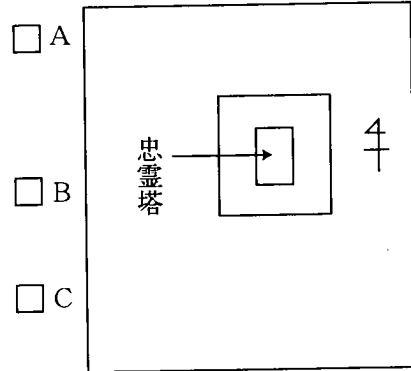


図10. 小峰陸軍埋葬地 (現状)

される。
花岡山に次
いで設けられ
た陸軍墓地
は、旧制五高
の北側の丘に
ある小峰陸軍
墓地である
(図9)。丘
の麓に、「小
峰陸軍埋葬

(一九五五年一月)。

A (濟南戦歿者之碑、昭和四年三月建之) / B (滿洲事变戦歿者合
祀碑、昭和九年七月建之) / C (祀 / 支那事变大東亜戦争忠魂、昭和
五十四年八月十五日) / D・Eは戦後の慰霊碑 / F (熊本陸軍士官学
校第一期生戦歿者慰霊之碑)

陸軍墓地に関連して、今後の課題として人間以外の慰霊の問題を示
しておく。陸軍墓地の中、または近辺に軍馬・軍犬・軍鳩の慰霊碑を
建てる例があるが、熊本の第六師団には軍馬の例が一つある。日清戦
争から帰還の際、野砲第六聯隊第二大隊を乗せた門司丸が門司港で沈
没し、人間は救われたが、軍馬五七頭が溺死した。大隊長樋口匡直少
佐らの呼びかけで、軍馬の遺骨を門司町の正蓮寺(浄土真宗)に葬り、
「軍馬塚」を建てた。現存している。

むすびにかえて

本稿は、事例調査と若干の考察である。この六カ所の陸軍墓地を通
観してみると、本来の陸軍墓地は次のようなものになる。

- ① 平時の在营死亡者の埋葬と個人墓標 (仙台の例)
- ② それが多くなった時の合葬墓 (名古屋と熊本・花岡山の例)
- ③ 戦時の死亡者の埋葬と個人墓標 (名古屋の例)
- ④ 戦時の死亡者の合葬墓 (各地)

以上四種類の墓が、将校・下士官・兵卒の区画ごとに、規定の大きさ
によって整然と建てられる。慰霊祭をどのように行っていたか、は今
後の研究課題としたいが、熊本の場合練兵場で慰霊祭が執行されてい

る。広島と大阪の陸軍墓地の埋葬数が六鎮台中ずば抜けて多いが、両者とも他の鎮台・師団所屬者で両地の陸軍病院での死亡者の数が含まれていると思われる。

戦没者を始め軍隊に関わった人々の問題を考える重要な要素として陸軍墓地を取り上げた。事例調査もさらに行わねばならないが、その上で陸軍墓地が当該社会に何を投げかけ、人々は何を感じ取っていたのか、研究を進めたいと考えている。

戦後の教育は宗教と軍隊を排除した。そのため歴史学でも、軍隊に関する研究はあまり行われなかった。近年戦後世代の中からも着実な研究が登場するようになったことは、重要である⁽⁶⁾。はじめに、述べたように、近代社会を考えるうえで軍隊の問題は大きな比重を占めている。陸軍墓地に関しては、基礎データから出発しなければならぬのが、お寒い現状である。

現状については、筆者には危機感がある。職業軍人による財団法人借行社が、会員の高齢化に伴い解散を決めたように、各地の遺族会も戦没者の父母兄弟親類のいわば第一世代から、直接戦没者を知らない第二・第三世代に移りつつある。中国・朝鮮のいわゆる残留孤児の高齢化と、公的措置の遅さが問題になっているが、同じように遺族会と陸軍墓地・海軍墓地の問題もあるのではない。陸軍墓地や海軍墓地を、歴史的遺産として考えるかどうかも含め、維持や保存が問題にされねばならない。筆者は、これらは戦争文化財として指定され、保存され、現在の我々と将来の人々が考える材料として残すべきだと考えている。大阪や仙台などの旧状に近いものこそ戦争文化財として調査

されるべきだろう。歴史教育の現場で、こうした陸軍墓地の実態を使っている例を、寡聞にして知らない。これも再考されるべき問題である。

注

- (1) 加藤陽子『徴兵制と近代日本——一八六八—一九四五』六五—七頁、(吉川弘文館、一九九六年)。
- (2) 『陸海軍墓地制度考』(大阪大学国史研究室創設五〇周年記念論文集)に収録の予定。
- (3) あいち・平和のための戦争実行委員会編・刊『戦時下・愛知の諸記録(不完全データ)いまわかること・いまだにわからないこと九六』一頁、一九九六年八月。
- (4) 空辰男『加害基地字品—新しいヒロシマ学習—』一四六頁、汐文社、一九九四年七月。
- (5) 『熊本市史』七七六—七頁、一九三二年四月。復刻版、臨川書店、一九七六年九月。
- (6) 戦史編さん委員会編『熊本兵団戦史・満州事変以前編』七二頁、熊本日日新聞社、一九六五年八月。ただしこの書は「乃木直子」として、墓地に熊本市が建てた木製標識の説明文にあった「恒子」としておく。
- (7) 軍馬については、戦歿軍馬慰霊祭連絡協議会編『戦歿軍馬鎮魂録』(借行社、一九九二年四月)、が数十基の碑を調査収録している。
- (8) 念頭にあるのは、注(1)の加藤陽子『徴兵制と近代日本』と、山田朗『軍備拡張の近代史—日本軍の膨張と崩壊』(吉川弘文館、一九九七年六月)である。

(注記) 本稿の調査と史料収集は、一九九七年度佛教大学特別研究助

成「戦没者慰霊に関する研究」によって行われた。写真も調査の際の撮影である。

(はらだ けいいち 史学科)

一九九七年一〇月一六日受理